

(意見書案第 15 号)

奨学金制度の充実を求める意見書

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、経済的理由により修学に困難がある大学生等を対象とした、国が行う貸与型の奨学金で、無利子の第一種奨学金と年 3 % を上限とする利子付の第二種奨学金がある。平成 24 年度の貸付実績は、第一種が約 40 万 2,000 人、第二種が約 91 万 7,000 人となっている。

しかしながら、近年、第一種、第二種とも、貸与者及び貸与金額が増加する中、長引く不況や就職難などから、大学を卒業しても奨学金の返還ができず生活に苦しむ若者が急増しており、平成 24 年度の返還滞納者数は約 33 万 4,000 人、期限を過ぎた未返還額は過去最高の約 925 億円となっている。

同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返還期限の猶予、返還免除、減額返還などの制度を設け、平成 24 年度からは無利子の第一種のみ「所得連動返還型無利子奨学金制度」を導入し、さらに平成 26 年度からは延滞金の賦課率の引き下げを実施している。しかし、これら救済制度は要件が厳しく、通常の見返期限猶予期間の上限が 10 年であるなど、さまざまな制限があることが問題点として指摘されている。

よって、政府においては、意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して学業に専念できるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 高校生を対象とした給付型奨学金制度の拡充を行うとともに、大学生などを対象とした給付型奨学金制度を早期に創設すること。
- 2 オーストラリア等で実施されているような、収入が一定額を超えた場合に所得額に応じた返還額を、課税システムを通じて返還できる所得連動返還型の奨学金制度を創設すること。
- 3 授業料減免を充実させるとともに、無利子奨学金をより一層充実させること。
- 4 海外留学を希望する若者への経済的支援を充実させるため、官民が協力した海外留学支援を着実に実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 24 日

釧路市議会

内閣総理大臣 }
文部科学大臣 } 宛